

改正案	現 行
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第一条～第三条 (略) (週休日及び勤務時間の割振り等) 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会（第二条第一号に掲げる学校職員については県教育委員会を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。 2 (略) 3 教育委員会は、学校職員（<u>埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）</u>）で定める学校職員及び次条の規定の適用を受ける学校職員を除く。以下この項において同じ。）について、学校職員の申告を考慮して、<u>第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を割り振ることが校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県教育委員会規則の定めるところにより、学校職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県教育委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を割り振ることができる。</u> 第五条 (略)	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第一条～第三条 (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日<u>をいう。</u>以下同じ。）とする。ただし、教育委員会（第二条第一号に掲げる学校職員については県教育委員会を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、<u>第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</u> 2 (略) 3 教育委員会は、学校職員（<u>県教育委員会規則</u>で定める学校職員及び次条の規定の適用を受ける学校職員を除く。以下この項において同じ。）について、<u>始業及び終業の時刻について</u>学校職員の申告を考慮して当該学校職員の勤務時間を割り振ることが校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県教育委員会規則の定めるところにより、学校職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県教育委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該学校職員の勤務時間を割り振ることができる。 第五条 (略)

(週休日の振替等)

第六条 教育委員会は、学校職員に第四条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、第四条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち県教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、学校職員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第七条 (略)

2 教育委員会は、次に掲げる場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要があるとき。

二 学校職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 学校職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第八条・第八条の二 (略)

(育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ず

(週休日の振替等)

第六条 教育委員会は、学校職員に第四条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、第四条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち県教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(新設)

(休憩時間)

第七条 (略)

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要がある場合において、県教育委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

第八条・第八条の二 (略)

(育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 教育委員会は、三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困

ることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

- 5 前項の規定は、要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第九条の二～第十六条 （略）

（介護休暇）

第十七条 介護休暇は、学校職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他県教育委員会規則で定める者（第十七条の三第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により県教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 （略）

第十七条の二 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第十七条の三 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

- 5 前項の規定は、要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第九条の二～第十四条の二 （略）

（介護休暇）

第十七条 介護休暇は、学校職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他県教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により県教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 （略）

第十七条の二 （略）

（新設）

<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第十七条の四 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第十八条～第十九条 (略)	<u>(新設)</u> 第十八条～第十九条 (略)
---	---